

八尾市立地適正化計画 誘導区域図

※居住誘導区域及び都市機能誘導区域内には、生産緑地地区に指定されているものや地区計画等、個別の法令や都市計画等の各計画において住宅の建築が規制されている地域等、居住を誘導するために適さない地域は含まないものとします。

図郭配置図 (中心太枠内本図)

9	10	11
16	17	18
24	25	26

【 9 】

【 10 】

【 11 】

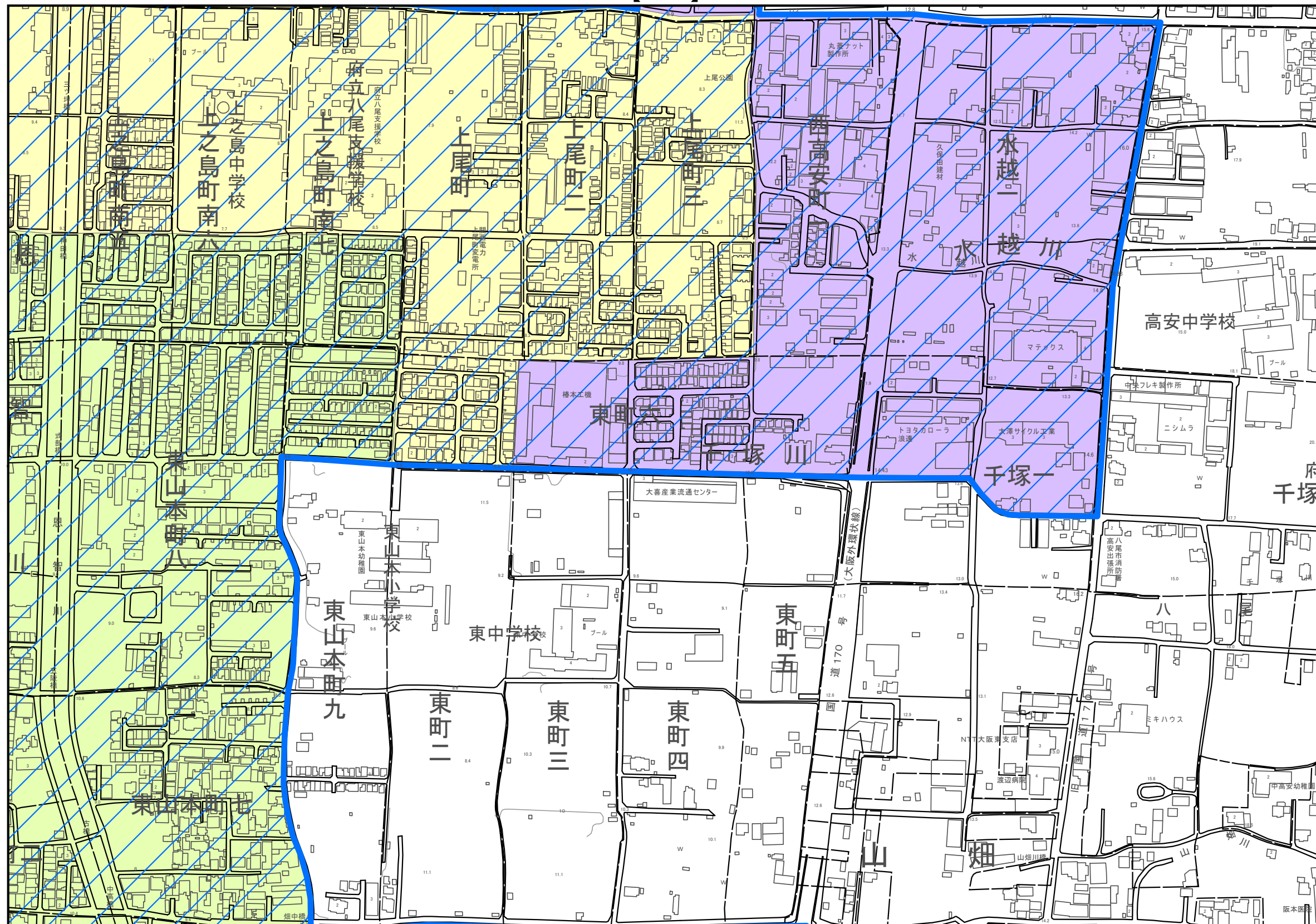
【 16 】

【 18 】

【 24 】

【 25 】

【 26 】



凡例

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 駅
- JR
- 私鉄・地下鉄
- 空港
- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

